

令和7年3月21日

宮城県仙台市「宿泊税」の新設

宮城県仙台市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される仙台市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	宮城県仙台市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	仙台市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（民泊）に係る住宅
税収の用途	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の交流人口の拡大を図る施策に要する費用に充てる
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約10.2億円
課税免除等	・宿泊料金が一人一泊6,000円未満の宿泊 ・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約0.8億円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直し規定あり

- ・令和6年10月4日 仙台市議会にて条例案可決
 - ・令和6年10月25日 総務大臣協議
 - ・令和7年3月21日 総務大臣同意
- （令和7年11月を目途に、宮城県と調整の上で、条例施行予定）

連絡先
自治税務局企画課
担当：間宮企画官、佐久間係長、岩切
電話：03-5253-5658
Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。